

さいたま市市政情報の写しの交付に係る費用徴収要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が保有する市政に関する情報（以下「市政情報」という。）の写しの交付に関し、費用徴収その他必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付の請求先)

第2条 区役所くらし応援室の参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの（以下「くらし応援室の参事又は副参事」という。）は、市民等から市政情報の写しの交付を求められたときは、当該市政情報を所管する課（以下「所管課」という。）の長が指定する市政情報の写しを交付するものとする。ただし、当該所管課の長が直接交付することを妨げない。

2 くらし応援室の参事又は副参事及び所管課の長（以下「くらし応援室の参事又は副参事等」という。）は、次に掲げる場合を除き、市民等に対し写しの交付を行うものとする。

- (1) 当該市政情報の写しを交付することが著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に反する場合
- (2) 他の法令等の規定により当該市政情報の写しの交付をすることが定められている場合
- (3) 所管課の長が、行政情報又は保有個人情報の開示請求として受け付けることが適当であると認める場合
- (4) その他所管課の長が当該市政情報の写しの交付をしないことが適当であると認める場合

(写しの交付の方法)

第3条 くらし応援室の参事又は副参事等による市政情報の写しの交付の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文書、図画、写真又はフィルムに該当するもの さいたま市情報公開条例施行規則（平成13年さいたま市規則第18号。以下「規則」という。）第8条第5項の規定に準じて行うものとする。
- (2) 電磁的記録に該当するもの 規則第8条第6項の規定に準じて行うものとする。

（写しの交付部数）

第4条 市政情報の写しの交付部数は、市政情報1件につき1部とする。ただし、次に掲げる場合であって、市民等が希望するときは、くらし応援室の参事又は副参事等は、複数の市政情報を1面に印刷し、1部として交付を行うことができる。

- (1) 複数の市政情報を複写機で複写する場合であって、一度に一括して複写することが容易であるとくらし応援室の参事又は副参事等が認める場合
- (2) 電磁的記録を印刷する場合であって、複数の市政情報を一度に一括して印刷することが容易であるとくらし応援室の参事又は副参事等が認める場合

（写しの交付に係る費用徴収）

第5条 くらし応援室の参事又は副参事等は、市政情報の写しの交付を行った場合は、次に掲げるものの交付を行う場合を除き、当該市政情報の写しの交付を受けた者から、別表に掲げる金額を実費として徴収するものとする。

- (1) 所管課の長が、市民等に無償で提供する目的で作成したもの
 - (2) 所管課の長が、パブリシティとして市民等に無償で提供する必要があると認めるもの
 - (3) その他所管課の長が、事務事業の遂行上、市民等に無償で提供する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定による費用の徴収は、くらし応援室の参事又は副参事等が市政情報の写しの交付と引き換えに行うものとする。
 - 3 くらし応援室の参事又は副参事等は、費用の徴収をしたときの領収書の取扱いは、さいたま市会計規則第26条の規定に準じて行うものとする。
 - 4 第1項の規定により徴収した費用は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年5月1日から実施する。
- 2 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成26年2月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、同年7月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

市政情報の種類	写しの作成の方法		写しの作成に要する費用
文書、図画及び写真	複写機による写しの作成(日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に複写する場合)	白黒	1 枚につき 10 円
		カラー	1 枚につき 20 円
	複写機による写しの作成(日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙に複写する場合)		実費相当額
マイクロフィルム	用紙への印刷による写しの作成	白黒	1 枚につき 10 円
写真フィルム	印画紙への印画による写しの作成		実費相当額
スライド	印画紙への印画による写しの作成		実費相当額
映画フィルム	ビデオカセットテープへの複写による写しの作成		実費相当額
電磁的記録	録音カセットテープへの複写による写しの作成		1 巻につき 120 円
	録音ディスクへの複写による写しの作成		1 枚につき 150 円
	ビデオカセットテープへの複写による写しの作成		1 巻につき 200 円
	用紙への出力による写しの作成(日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に出力する場合)	白黒	1 枚につき 10 円
		カラー	1 枚につき 20 円
	用紙への出力による写しの作成(日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙に出力する場合)		実費相当額
	フレキシブルディスクカートリッジへの複写による写しの作成		1 枚につき 50 円
	光ディスク(容量 700 メガバイトのもの)への複写による写しの作成		1 枚につき 60 円
光ディスク(容量 4.7 ギガバイトのもの)への複写による写しの作成		1 枚につき 100 円	

備考

- 1 枚の用紙の両面に複写、印刷又は出力した場合の写しの作成に要する費用は、2 枚として計算する。
- この表により難しい場合の費用の額は、当該市政情報の写しの作成に要する費用の実費に相当する額とする。